

消費者支援かながわ NEWS

2018年
秋号
第3号

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援かながわ
〒233-0002
神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおかオフィスタワー5階
発行人 武井共夫



神奈川県内では初めて 「適格消費者団体」として認定されました!

適格消費者団体となって

消費者支援かながわは、2018年8月3日、適格消費者団体の認定を受けました。同日消費者庁大臣室で行われた認定交付式には、私を含む5人の理事が参加し、私は理事長として、内閣総理大臣名義の認定書を担当大臣から受領し、その後参加者らは大臣、消費者庁長官らと懇談しました。

約1年間の準備期間を経て2014年12月に適格消費者団体をめざす消費者支援かながわの設立総会を開き、翌2015年3月に特定非営利活動（NPO）法人の認証を受けて4月に特定非営利活動法人消費者支援かながわの設立登記をしてから3年強の活動を大臣室で思い起こし、感無量でした。

消費者支援かながわの特徴は、弁護士・司法書士・消費生活相談員・消費者団体が協力して活動し、神奈川県・横浜市等行政も物心両面で積極的に応援してくれていることです。

懇談の中でそのような話しもしながら喜びに浸っていましたが、身が引き締まる思いになったのは、大臣室を出て記者に囲まれてこれからの抱負を聞かれたときです。認定された以上、今後は差止請求訴訟を次々に起こし、いずれは被害回復のための消費者団体訴訟を提起できる特定適格消費者団体となって集団訴訟を起こせるようになりたいと決意して語りました。

もちろんまだまだ道は遠く、適格消費者団体としては、まさにここからスタートですし、これからが大変だと一同張り切っております。

みなさまの一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

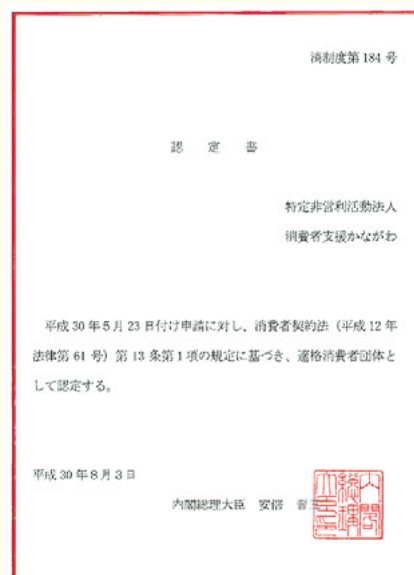


消費者支援かながわ 理事長
弁護士
武井 共夫



消費者庁での認定式の様子

左から松井弘子理事、上村政行副理事長、福井照内閣府特命担当大臣、武井共夫理事長、岩澤禮子理事、小林正明副理事長



祝「適格消費者団体」認定

祝 辞

特定非営利活動法人消費者支援かながわが、内閣総理大臣から適格消費者団体に認定されたことを、心からお喜び申し上げます。

昨今の消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行やインターネットの普及等により大きく変化しており、消費者と事業者との間に生じるトラブルの内容も多様化、複雑化しています。

こうした中、消費者被害の未然防止と救済を進めていくうえで、県と適格消費者団体との連携が欠かせないことから、県は、本年3月に神奈川県消費生活条例を改正し、適格消費者団体が差止請求権を適切に行行使するために、必要な情報の提供などの支援を行うことができる旨を規定しました。

本県で初となるこの認定を機に、消費者支援かながわとの連携を一層強化し、共に消費者被害の未然防止・拡大防止に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、消費者支援かながわのさらなるご発展と、会員の皆様のますますのご健勝、ご活躍を心から祈念し、お祝いの言葉といたします。



神奈川県知事
黒岩 祐治

連携して消費者被害防止！

適格消費者団体の認定、誠におめでとうございます。2006年に消費者団体訴訟制度が創設されて以来、ようやく神奈川県にも適格消費者団体が誕生しました。関係者のみなさま方の情熱と積極的な取組みに心より敬意を表したいと思います。

私が現在理事長を務めています横浜市消費者協会は、横浜市消費生活センターを運営していますが、消費者相談は、平成29年度21,950件という多さです。内容では、メールや葉書による架空請求、不動産賃借に関するものが上位を占めています。また相談者を契約者の年代別に見てみますと40歳以下の相談は減少していますが、50歳代以上の高齢者は微増又は横ばいとなっています。

こうした消費者トラブルをなくし、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていくためには、消費者支援かながわと私ども消費者協会の連携・協力が不可欠です。何卒よろしくお願い申し上げます。



公益財団法人
横浜市消費者協会
理事長

阿南 久

これまでの歩み

2007年、消費者団体訴訟制度（2006年創設）がスタートし、東京、大阪、京都、広島、兵庫、埼玉…と全国各地に次々と適格消費者団体が設立されていった。ところが人口規模では全国2位のはずの神奈川にない。

これではいけないと、弁護士、司法書士、消費生活相談員、消費者団体が奮起し、2014年弁護士会主催の「人権シンポ in かながわ2014」で「かながわに適格消費者団体をつくろう」と声を上げ、消費者支援かながわが誕生していく…。

2014年

- 1月18日 人権シンポ in かながわ2014「かながわに適格消費者団体をつくろう」
- 9月9日 第1回 神奈川県に適格消費者団体をつくる準備会

- 10月22日 第2回 神奈川県に適格消費者団体をつくる準備会
- 11月19日 第3回 神奈川県に適格消費者団体をつくる準備会
- 12月17日 設立総会

2015年

- 3月23日 定款認証
- 4月1日 法人登記
- 5月16日 特定非営利活動法人消費者支援かながわ設立記念シンポジウム
 - ・来賓挨拶 吉川伸治 神奈川県副知事
 - ・基調講演 板東久美子 消費者庁長官
池本誠司 適格消費者団体（特非）埼玉消費者被害をなくす会理事長

- 11月6日 第1号申入れ

2016年

- 2月12日 身近な契約・解約トラブル何でも電話相談会
- 5月27日 2016年度総会

2017年

- 2月4日 シンポジウム
消費者トラブルにあわないために
身近な契約・解約トラブル何でも電話相談会
- 2月12日 2017年度総会
- 5月25日

- 8月10日 横浜市と相互協力に関する基本協定締結
- 11月1日 (特非)消費者市民ネットとうほく訪問
- 12月8日 上大岡商品テスト室の間仕切り工事

2018年

- 2月5日 事務所を正式に上大岡に移転
- 5月22日 2018年度総会
- 5月23日 適格消費者団体認定申請書を発送
- 7月6日 消費者庁現地調査
- 8月3日 適格消費者団体として認定

- ・会場 横浜弁護士会館

- ・呼びかけ人
弁護士 鈴木義仁
司法書士 加藤正治
県生協連専務理事 丸山善弘
- 団体の名称を確定
消費者支援かながわと命名



- ・会場 神奈川県司法書士会館



特定非営利活動法人

消費者支援かながわ 設立

- ・会場 かながわ労働プラザ3階多目的ホール
- ・パネルディスカッション
パネリスト

- 加納克利 消費者庁
消費者制度課課長
- 池本誠司 適格消費者団体
(特非) 埼玉消費者被害をなくす会理事長
- 黒木理恵 内閣府消費者委員会事務局長
- 今井澄江 (特非) 消費者支援かながわ理事

カルチャーセンター

2016年11月16日 会則が改定され終了



- ・会場 神奈川県司法書士会館
- ・基調講演 石戸谷豊弁護士



- ・会場 横浜ワールドポーターズ
- ・基調講演 長野浩三 適格消費者団体
(特非) 京都消費者契約ネットワーク 理事・事務局長
- ・会場 神奈川県司法書士会館
- ・基調講演 磯辺浩一 特定適格消費者団体
(特非) 消費者機構日本 専務理事

協定締結により、商品テスト室の一部の賃貸決定
認定申請書類作成に向けて、教えを頂くために訪問
12月8日～9日 工事及び什器備品搬入

神奈川県生協連内から移転

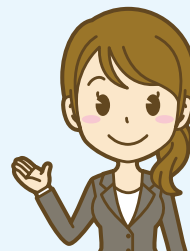
- ・会場 神奈川県司法書士会館
- 5月24日 消費者庁受理
消費者庁3名による調査
消費者庁にて認定式



〈事務局 山内 潔〉

あなたの「気づき」が消費者被害をくい止めます!!

消費者支援かながわでは、消費者被害の未然防止、拡大防止のため、不当な勧誘行為や契約条項・約款、誤解を招くような広告や商品表示等の情報提供を受け付けています。「これって、おかしくない?」と思ったら、まずは、ご連絡ください。



TEL : 045-349-9729

(毎週月曜日・水曜日・金曜日(年末年始及び祝休日を除く)の午後1時から午後5時)
ホームページでも終日受け付けております。 <http://www.ss-kanagawa.org>

あなたも 消費者支援かながわ

の会員になって、ともに活動しませんか

	年会費 ※それぞれ1口以上	役 割	総会での 議 決 権
正 会 員	[個人1口] 3,000円	積極的 に 関与し 活動を進 進	あり (1人1議決権 1団体1議決権)
	[団体1口] 10,000円		
賛 助 会 員	[個人1口] 3,000円	目的に 賛同し 活動を支援	なし
	[団体1口] 10,000円		

お問合せ先

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援かながわ

〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー5階

[E-mail] infosien@ss-kanagawa.org

[URL] <http://www.ss-kanagawa.org>

TEL 045-349-9729

FAX 045-349-9267

編 ■ 集 ■ 後 ■ 記

冒頭ページの武井理事長からもありましたように、当法人も8月3日付けで念願の適格消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けました。これも偏に関係各団体並びに関係者の皆様のご厚情の賜物と深く感謝しております。

黒岩祐治神奈川県知事及び公益財団法人横浜市消費者協会阿南久理事長よりお祝いメッセージ並びに激励のお言葉をいただきました。神奈川県では初ということもあり皆様からの期待の重さをひしひしと感じております。ご両名からのお言葉を心に刻み消費者被害の未然防止・拡大防止や消費者教育の一環として消費生活サポーターの養成、相談会やセミナーなどのイベントを開催し、また一方で申入活動並びに差止請求訴訟などの事業者に対する活動といった消費者と事業者の双方と関わり合うことにより、活動範囲・内容の両面に於いて底上げを図り、より良い消費社会の実現に寄与できればと考えています。今後の当法人の活動にご期待いただくとともに皆様からの「これって、おかしくない?」の情報提供をお待ちしております。

〈事務局 司法書士 高木真治〉

